



Kyushu FG

九州フィナンシャルグループ

証券コード：7180

第6期

定時株主総会招集ご通知



日時

2021年6月18日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時）



場所

当社本社（肥後銀行 本店）2階 大会議室
熊本県熊本市中央区練兵町1番地

第6期定時株主総会会場は熊本市となっております。
末尾の総会会場ご案内図をご確認のうえ、お間違のない
ようご注意ください。

中継会場を鹿児島市に設けております。
69頁記載の「中継会場ご案内図」をご参照ください。



「スマート行使」と「ネットで招集」で
議決権行使が簡単・便利に
パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からもご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/7180/>



新型コロナウイルス感染症の今後の流行
状況により、株主総会の運営等に大きな
変更が生じる場合には、当社ウェブサイト
(<https://www.kyushu-fg.co.jp/>) に
掲載いたしますので、ご確認くださいま
すようお願い申し上げます。



九州フィナンシャルグループ

九州とともに、豊かな未来へ。

グループ経営理念

わたしたち九州フィナンシャルグループは、持続可能な成長の実現に向け、
以下の3つの理念を柱として、
みなさまから真に愛される総合金融グループを目指します。

1. お客様の信頼と期待に応え、最適かつ最良の総合金融サービスを提供します。
2. 地域とともに成長し、活力あふれる地域社会の実現に積極的に貢献します。
3. 豊かな創造性と自由闊達な組織風土を育み、より良い未来へ向かって挑戦し続けます。

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

九州フィナンシャルグループは、おかげ様で、昨年10月に5周年を迎えました。これもひとえに、皆様方のご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

さて、2020年度の国内経済は、少子高齢化や超低金利政策の継続、度重なる自然災害の発生に加え、新型コロナウイルス感染症拡大により、経済環境や生活が劇的に変化し、2021年度も引き続き、その影響が見通しづらい状況にあります。さらに、デジタル革命ともいわれるSociety5.0の進展など、私たちを取り巻く環境は大きな転換点に差し掛かっていると認識しております。

このような中、当社グループは、2021年4月から3年間の第3次グループ中期経営計画「改革」をスタートいたしました。私たちは、「お客様や地域の皆様とともに、お客様の資産や事業、地域の産業や自然・文化を、育て、守り、引き継ぐことで地域の未来を創造していくこと」こそが私たちの存在意義であると考えます。

「私たちの行動が地域の未来に繋がっている」という使命感を持ち、グループ役職員一丸となって、お客様や地域の皆様とともに、地域の未来を創造してまいります。

引き続き、株主の皆様のご支援とご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



代表取締役社長
笠原 慶久

2021年5月

目次

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 第6期定時株主総会招集ご通知 | 2頁 |
| 株主総会参考書類 | |
| 第1号議案 定款一部変更の件 | 8頁 |
| 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件 | 13頁 |
| 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件 | 21頁 |
| 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 | 26頁 |
| 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件 | 28頁 |
| 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 | 28頁 |
| (添付書類) | |
| 事業報告 | 30頁 |
| 連結計算書類及び計算書類 | 59頁 |
| 監査報告 | 63頁 |

2021年5月31日

株 主 各 位

鹿児島県鹿児島市金生町6番6号
(上記は登記上の所在地であり本社業務は下記で行っています)

熊本県熊本市中央区練兵町1番地

株式会社九州フィナンシャルグループ

代表取締役社長 **笠原 慶久**

第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第6期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を踏まえ、株主の皆様の感染リスクを避ける観点から、規模を縮小のうえ開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、お席が確保できない場合もございますので、可能な限り、書面又はインターネット等による議決権の事前行使をお願い申し上げます。当社は、事前に議決権を行使いただいた株主様の人数に応じて、新型コロナウイルス感染症対策関連団体に寄付させていただきますので、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

また、株主総会当日は、ご自宅でも株主総会の模様をご覧いただけるよう、インターネットでの同時中継を行いますので、併せてご活用くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

| | | |
|---|------|---|
| 1 | 日 時 | 2021年6月18日（金曜日） 午前10時 |
| 2 | 場 所 | 当社本社（肥後銀行 本店） 2階大会議室 熊本県熊本市中央区練兵町1番地 |
| 会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。 （子会社である肥後銀行の本店所在地で開催いたします。） | | |
| 【鹿児島中継会場について】 中継会場を鹿児島市に設けております。詳細は69頁の「中継会場ご案内図」をご参照ください。 | | |
| 3 | 目的事項 | <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第6期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第6期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件</p> |

以上

- ※ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針、業務の適正を確保する体制、特定完全子会社に関する事項、会計参与に関する事項、その他、計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表の内容につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kyushu-fg.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。従いまして、本招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を、監査役が監査報告書を作成するに際して、それぞれ監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類等の一部であります。
- ※ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kyushu-fg.co.jp/>）に掲載させていただきます。

鹿児島市の
中継会場に
ご来場の
株主様へ

- ※ 鹿児島市の中継会場は会社法上の株主総会の会場ではございません。中継会場では株主総会会場の模様を、スクリーンを通じてご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、賛否等株主様の権利のご行使はできませんので、ご了承願います。
- ※ 中継会場にご来場の場合は、書面又はインターネット等により、あらかじめ議決権のご行使をお済ませのうえ、中継会場入場票を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書及び
インターネット等による
議決権行使についての
ご案内は4～5頁を
ご覧ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

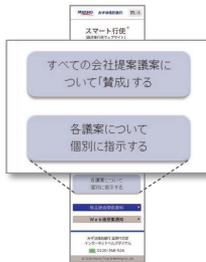
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを讀取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の
議決権行使は **1回のみ**。
議決権行使後に行使内容を変更
する場合は、右記の方法で再度
議決権行使をお願いいたします。



「ネットで招集」からも「スマート行使」にアクセスいただけます。

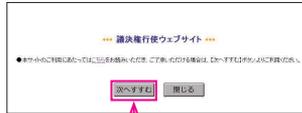
「ネットで招集」の「議決権行使ボタン」を選択すると、お手元の端末のカメラが起動します。そこから議決権行使書用紙のQRコードを撮影しても、「スマート行使」へアクセスいただけます。



議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

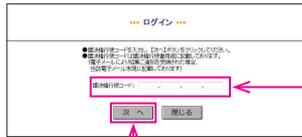
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 平日午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

インターネット中継のご案内



第6期定時株主総会の模様は、お手持のスマートフォン、パソコン等でご視聴いただけます。

視聴方法

以下当社ウェブサイトより、「第6期定時株主総会 インターネット中継」のページにアクセスいただき、同封のインターネット中継用ログインカードに従ってご視聴ください。

第6期定時株主総会 インターネット中継
<https://vgm.smart-portal.ne.jp/>



公開日時

2021年6月18日（金曜日）午前10時から

！ インターネット中継に係るご注意（免責）事項

- 会場後方からの撮影とし、ご出席株主様の容姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 当日は株主様からの質疑応答も含めて中継を予定しておりますので、ご発言をされる場合には出席票の番号のみをお申し出ください。
- 万一何らかの事情により中継を行わない場合は、当社ウェブサイト（<https://www.kyushu-fg.co.jp/>）上に掲載させていただきます。
- インターネット中継をご視聴の株主様におかれましては、議場での議決権行使及びご質問・ご意見を承ることができません。何卒ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。
- ご使用のパソコン環境（機種、性能、セキュリティ設定等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不都合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承願います。
- インターネット回線に掛かる費用は株主様のご負担となります。電話回線を用いて視聴される場合、定額制の加入契約をしていない等により、通信事業者から高額な料金請求が来る場合がありますので、特にご注意ください。

なお、議決権については議決権行使書用紙の郵送又はインターネットによる事前行使が可能です。

▶ 詳細はP.4「議決権行使のご案内」をご参照ください。



ネットで招集のご案内

株主総会の動画や本招集通知の主要コンテンツを、パソコン・スマートフォンでも快適にご覧いただけます。

閲覧方法

以下、ウェブサイトもしくはQRコードにアクセスしてご覧ください。
<https://s.srdb.jp/7180/>



配当金について

2021年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1 期末配当金

1株当たり6円

2 効力発生日（支払開始日）

2021年6月1日

当社は、定款の規定により、2021年5月13日開催の取締役会で、期末配当金を1株につき6円とし、効力発生日（支払開始日）を2021年6月1日とすることを決議いたしました。

中間配当金として1株につき6円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき12円となります。

なお、過年度まで期末配当金の効力発生日（支払開始日）は定時株主総会開催日の翌営業日としておりましたが、本年より、早期化することといたしました。

「期末配当金領収証」（銀行振込ご指定の方には「配当金計算書」及び「お振込先について」）を今回同封しております。

従来、「期末配当金領収証」は、定時株主総会終了後に、「決議通知書」とともに郵送しておりましたが、「決議通知書」につきましては、紙資源削減の観点から、WEB開示のみとさせていただきますので何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

主なお手続き、ご照会等の内容

- 配当金受領方法の指定のお手続き
- 住所・氏名変更等のお手続き
- 単元未満株式の買取・買増請求のお手続き

主なお手続き、ご照会等の内容

- 支払期間経過後の配当金に関するご照会
- 郵送物等の発送と返戻に関するご照会
- その他株式事務に関する一般的なお問い合わせ

お問い合わせ先

口座を開設されている証券会社

お問い合わせ先

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
みずほ信託銀行 証券代行部
【株主さま専用コールセンターご照会ダイヤル】
TEL: ☎0120-288-324 (フリーダイヤル)
受付時間 平日9時～17時（土曜日・日曜日・祝祭日を除く）

株主総会参考書類

第1号議案 | 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役会における中長期的な経営戦略の議論をますます充実等させるべく、権限委譲による意思決定の迅速化・効率化を図るとともに、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることを目的として、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により創設された監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記各変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行 | 変更案 |
|--|--|
| 第1章 総 則 (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 | 第1章 総 則 (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人 |

| 現行 | 変更案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、14名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第20条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、14名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第22条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |

| 現行 | 変更案 |
|---|--|
| <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名を定めるものとし、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会) 第24条 取締役会は、法令及び定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長各1名を定めるものとし、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会) 第24条 取締役会は、法令及び定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。</p> <p>2 <u>前項の定めにかかわらず、当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> |

| 現行 | 変更案 |
|--|--|
| <p data-bbox="244 256 559 284">第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p data-bbox="148 328 214 355">(員数)</p> <p data-bbox="131 360 636 387">第31条 <u>当会社の監査役は、6名以内とする。</u></p> <p data-bbox="148 421 263 448">(選任方法)</p> <p data-bbox="131 453 661 480">第32条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p data-bbox="159 485 669 603">2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="148 636 214 663">(任期)</p> <p data-bbox="131 668 669 759">第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="159 764 669 855">2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="148 888 310 916">(常勤の監査役)</p> <p data-bbox="131 920 669 979">第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p data-bbox="148 1040 263 1067">(監査役会)</p> <p data-bbox="131 1072 669 1197">第35条 <u>監査役会は、法令に定める権限を有するほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務執行に関する事項を決定する。</u></p> | <p data-bbox="842 256 1089 284">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p data-bbox="930 328 996 355">(削除)</p> <p data-bbox="930 421 996 448">(削除)</p> <p data-bbox="930 636 996 663">(削除)</p> <p data-bbox="710 888 921 916">(常勤の監査等委員)</p> <p data-bbox="694 920 1232 1011">第31条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中からその決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p data-bbox="930 1040 996 1067">(削除)</p> |

| 現行 | 変更案 |
|--|--|
| <p>(監査役会の招集通知) 第36条 監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会規程) 第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等) 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任限定) 第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第41条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第42条～第45条 (条文省略)</p> | <p>(監査等委員会の招集通知) 第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規程) 第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第34条～第35条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第36条～第39条 (現行どおり)</p> |

第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては現在の取締役全員（11名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いするものであります。

本議案の決議は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

なお、取締役候補者の選定にあたりましては、当社の定める下記の候補者選定の方針に基づき取締役会にて決定しております。

<取締役候補者選定の方針>

- 1 取締役候補者は、法令上の要件の具備を前提に、その選定方針を以下のとおりとする。
 - (1) 金融業務における経営、営業、管理等各部門の知識、経験、能力を有し、かつ経済・社会情勢に精通した当社グループ出身の取締役候補者をバランスよく選定する。
 - (2) 前号を踏まえ、グループ経営の観点から特に補完すべき分野の知識、経験、能力に加え、当社が定める独立性判断基準に抵触しない社外取締役候補者を複数名選定する。
- 2 取締役会は、取締役候補者の選定にあたり、前項の方針を遵守するとともに、選定の過程において、適切に社外取締役の関与、助言を得る機会を設ける。
- 3 取締役会全体における社外取締役の割合及び知識、経験、能力等のバランスは、当社グループを取り巻く経営環境の変化や当社グループの経営戦略等を踏まえ、取締役会にて都度検討する。

また、社外取締役2名については、全員が当社の定める社外役員の独立性判断基準を充足いたしております（社外役員の独立性判断基準については29頁をご参照ください）。

取締役候補者は次のとおりであります。

【参考】 候補者一覧

| 候補者 番号 | 氏 名 | | | | 当社における現在の地位及び担当 | |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------------------------------------|----------|
| 1 | まつ 松 | やま 山 | すみ 澄 | ひろ 寛 | 取締役会長 | 再任 |
| 2 | かさ 笠 | はら 原 | よし 慶 | ひさ 久 | 取締役社長 | 再任 |
| 3 | え 江 | とう 藤 | えい 英 | いち 一 | 取締役専務執行役員 (担当：経営企画部 広報・IR部 人事・総務部) | 再任 |
| 4 | あか 赤 | つか 塚 | のり 典 | ひさ 久 | 取締役専務執行役員 (担当：事業戦略部 デジタルイノベーション部) | 再任 |
| 5 | た 田 | なか 中 | ひろ 博 | ゆき 幸 | 取締役常務執行役員 (担当：監査部) | 再任 |
| 6 | いわ 岩 | たて 立 | やす 康 | なり 也 | 常務執行役員 (担当：C R 統括部) | 新任 |
| 7 | か 甲 | い 斐 | たか 隆 | ひろ 博 | 取締役 | 再任 |
| 8 | かみ 上 | むら 村 | もと 基 | ひろ 宏 | 取締役 | 再任 |
| 9 | わた 渡 | なべ 辺 | かつ 捷 | あき 昭 | 取締役 | 再任 社外 独立 |
| 10 | ね 根 | もと 本 | ゆう 祐 | じ 二 | 取締役 | 再任 社外 独立 |

候補者
番号

1

まつ やま すみ ひろ
松山 澄寛 (1955年6月11日生)

再任

- 当社における地位及び担当 取締役会長
- 所有する当社の株式数 69,210株
- 取締役会への出席状況 12/12回 (100%)

■ 略歴

| | | | | | |
|---------|--------------|-----------------------------|---------|--------|------------|
| 1978年4月 | (株) 鹿児島銀行 入行 | 2013年6月 | 同行 | 取締役副頭取 | |
| 2007年6月 | 同行 | 取締役総合企画部長兼総合企画部グループ会社統括室長 | 2019年6月 | 同行 | 取締役頭取 (現任) |
| 2008年6月 | 同行 | 常務取締役総合企画部長兼総合企画部グループ会社統括室長 | 2019年6月 | 当社 | 取締役会長 (現任) |
| 2011年6月 | 同行 | 専務取締役 | | | |

■ 重要な兼職の状況

(株) 鹿児島銀行 取締役頭取

【取締役候補者とした理由】

2019年に当社取締役会長に就任後、当社グループの経営全般を統括するとともに、当社グループの株式会社鹿児島銀行において、2019年から取締役頭取として経営を牽引。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループの更なる発展に貢献できると考え、取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

かさ はら よし ひさ
笠原 慶久 (1962年1月5日生)

再任

- 当社における地位及び担当 取締役社長
- 所有する当社の株式数 85,500株
- 取締役会への出席状況 12/12回 (100%)

■ 略歴

| | | | | | |
|---------|--------------------------|-----------|----------|------------|------------|
| 2014年4月 | みずほ信託銀行 (株) 常務執行役員 | 2016年6月 | 当社 | 取締役 | |
| 2015年4月 | (株) 肥後銀行 入行 (常務執行役員監査部長) | 2018年4月 | (株) 肥後銀行 | 取締役副頭取 | |
| 2015年6月 | 同行 | 取締役常務執行役員 | 2018年6月 | 同行 | 取締役頭取 (現任) |
| 2016年5月 | (株) 鹿児島銀行 取締役 | 2019年6月 | 当社 | 取締役社長 (現任) | |

■ 重要な兼職の状況

(株) 肥後銀行 取締役頭取

【取締役候補者とした理由】

2019年に当社取締役社長に就任後、当社グループの経営全般を統括するとともに、当社グループの株式会社肥後銀行において、2018年から取締役頭取として経営を牽引。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループの更なる発展に貢献できると考え、取締役候補者となりました。

候補者
番号

3

え とう えい いち
江藤 英一 (1959年7月31日生)



再任

- 当社における地位及び担当
取締役専務執行役員
(担当：経営企画部 広報・
I R部 人事・総務部)
- 所有する当社の株式数
35,800株
- 取締役会への出席状況
10/10回 (100%)

■ 略歴

| | | | |
|----------|--|---------|----------------------|
| 1983年4月 | (株) 肥後銀行入行 | 2016年5月 | (株) 肥後銀行 取締役常務執行役員 |
| 2014年6月 | 同行 執行役員コンプライアンス・リスク 統括部長 (現C R統括部) | 2020年4月 | 当社 常務執行役員C R統括部長 |
| 2015年6月 | 同行 取締役執行役員コンプライアンス・ リスク統括部長 (現C R統括部) | 2020年6月 | 当社 取締役常務執行役員C R統括部長 |
| 2015年10月 | 当社 執行役員コンプライアンス・リスク 統括部長 (現C R統括部) | 2021年4月 | 当社 取締役専務執行役員 (現任) |
| | | 2021年4月 | (株)肥後銀行 取締役 (現任) |
| | | 2021年4月 | 九州F G証券(株) 取締役 (現任) |
| | | 2021年4月 | 九州会計サービス(株) 取締役 (現任) |

■ 重要な兼職の状況

(株) 肥後銀行 取締役、九州F G証券(株) 取締役、九州会計サービス(株) 取締役

【取締役候補者とした理由】

2015年の当社設立以来、コンプライアンス・リスク統括部長 (現C R統括部) としてコンプライアンス体制・統合的リスク管理体制の高度化等に取り組むとともに、本年4月からは、取締役専務執行役員として、経営企画、広報・I R、人事・総務部門を担当し諸施策の推進に尽力。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループの更なる発展に貢献できると考え、取締役候補者となりました。

候補者
番号

4

あか つか のり ひさ
赤塚 典久 (1961年10月3日生)



再任

- 当社における地位及び担当
取締役専務執行役員
(担当：事業戦略部 デジタ
ルイノベーション部)
- 所有する当社の株式数
37,540株
- 取締役会への出席状況
10/10回 (100%)

■ 略歴

| | | | |
|----------|--|---------|----------------------|
| 1982年4月 | (株) 鹿児島銀行入行 | 2018年4月 | 同行 常務取締役事務統括部長 |
| 2015年6月 | 同行 執行役員システム部長 | 2020年4月 | 当社 常務執行役員 |
| 2015年10月 | 当社 執行役員業務・I T統括部長 (現デ ジタル・イノベーション部) | 2020年4月 | 九州F G証券 (株) 取締役 (現任) |
| 2016年4月 | (株) 鹿児島銀行 取締役システム部長 | 2020年6月 | 当社 取締役常務執行役員 |
| | | 2021年4月 | 当社 取締役専務執行役員 (現任) |

■ 重要な兼職の状況

九州F G証券 (株) 取締役

【取締役候補者とした理由】

2015年の当社設立以来、業務・I T統括部長 (現デジタルイノベーション部) としてI T戦略の策定、事務運営の効率化等に取り組むとともに、本年4月からは、取締役専務執行役員として、事業戦略、デジタルイノベーション部門を担当し諸施策の推進に尽力。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループの更なる発展に貢献できると考え、取締役候補者となりました。

候補者
番号

5

た なか ひろ ゆき
田中 博幸 (1961年10月19日生)

再任

- 当社における地位及び担当
- 所有する当社の株式数
- 取締役会への出席状況

取締役常務執行役員
(担当：監査部)
32,350株
10/10回 (100%)

■ 略歴

| | | | |
|----------|-------------|----------|-------------------------|
| 1984年 4月 | (株) 鹿児島銀行入行 | 2020年 4月 | 同行 常務執行役員監査部長 |
| 2010年 6月 | 同行 枕崎支店長 | 2020年 4月 | 当社 常務執行役員 |
| 2012年 6月 | 同行 川内支店長 | 2020年 6月 | 当社 取締役常務執行役員 (現任) |
| 2014年 6月 | 同行 総務部長 | 2021年 4月 | (株)肥後銀行 取締役常務執行役員 (現任) |
| 2015年 6月 | 同行 常勤監査役 | 2021年 4月 | (株)鹿児島銀行 取締役常務執行役員 (現任) |

■ 重要な兼職の状況

(株) 肥後銀行 取締役常務執行役員、(株) 鹿児島銀行 取締役常務執行役員

【取締役候補者とした理由】

当社グループの株式会社鹿児島銀行において、営業店支店長、総務部長、常勤監査役を歴任するとともに、2020年6月からは、当社の取締役常務執行役員として、監査部門を担当し諸施策の推進に尽力。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループの更なる発展に貢献できると考え、取締役候補者となりました。

候補者
番号

6

いわ たて やす なり
岩立 康也 (1963年5月2日生)

新任

- 当社における地位及び担当
- 所有する当社の株式数
- 取締役会への出席状況

常務執行役員
(担当：C R統括部)
21,700株
-

■ 略歴

| | | | |
|----------|------------------------------|----------|--------------------|
| 1986年 4月 | (株) 肥後銀行入行 | 2016年 4月 | 同行 執行役員人事部長 |
| 2006年 6月 | 同行 与信管理部特定先グループ融資役 | 2016年 5月 | 同行 取締役執行役員人事部長 |
| 2009年 6月 | 同行 人事部人材育成グループ グループ 長部長代理 | 2018年 4月 | 同行 取締役執行役員経営企画部長 |
| 2011年 6月 | 同行 渡鹿支店長 | 2019年 4月 | 同行 取締役上席執行役員経営企画部長 |
| 2014年 6月 | 同行 人事部長 | 2020年 4月 | 同行 取締役常務執行役員 (現任) |
| | | 2021年 4月 | 当社 常務執行役員 (現任) |

■ 重要な兼職の状況

(株)肥後銀行 取締役常務執行役員

【取締役候補者とした理由】

当社グループの株式会社肥後銀行において、人事部門、信用リスク管理部門、営業店支店長を歴任し、本年4月に当社の常務執行役員に就任。C R統括部門を担当し、諸施策の推進に尽力。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループの更なる発展に貢献できると考え、取締役候補者となりました。

候補者
番号

7

か い たか ひろ
甲斐 隆博 (1951年4月25日生)



再任

- 当社における地位及び担当 取締役
- 所有する当社の株式数 134,070株
- 取締役会への出席状況 12/12回 (100%)

■ 略歴

| | | | |
|---------|------------|----------|---------------------|
| 1975年4月 | (株) 肥後銀行入行 | 2015年10月 | 当社 取締役会長 |
| 2006年6月 | 同行 専務取締役 | 2018年6月 | (株) 肥後銀行 取締役会長 (現任) |
| 2008年6月 | 同行 取締役副頭取 | 2019年6月 | 当社 取締役 (現任) |
| 2009年6月 | 同行 取締役頭取 | | |

■ 重要な兼職の状況

(株) 肥後銀行 取締役会長

【取締役候補者とした理由】

2015年の当社設立以来2019年まで、取締役会長として当社グループの経営全般を統括するとともに、当社グループの株式会社肥後銀行において、2009年から取締役頭取、2018年から取締役会長として経営を牽引。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループの更なる発展に貢献できると考え、取締役候補者となりました。

候補者
番号

8

かみ むら もと ひろ
上村 基宏 (1952年8月18日生)



再任

- 当社における地位及び担当 取締役
- 所有する当社の株式数 52,350株
- 取締役会への出席状況 12/12回 (100%)

■ 略歴

| | | | |
|---------|--------------|----------|----------------------|
| 1975年4月 | (株) 鹿児島銀行入行 | 2015年10月 | 当社 取締役社長 |
| 2004年6月 | 同行 取締役業務統括部長 | 2019年6月 | (株) 鹿児島銀行 取締役会長 (現任) |
| 2006年6月 | 同行 常務取締役 | 2019年6月 | 当社 取締役 (現任) |
| 2010年6月 | 同行 取締役頭取 | | |

■ 重要な兼職の状況

(株) 鹿児島銀行 取締役会長

【取締役候補者とした理由】

2015年の当社設立以来2019年まで、取締役社長として当社グループの経営全般を統括するとともに、当社グループの株式会社鹿児島銀行において、2010年から取締役頭取、2019年から取締役会長として経営を牽引。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループの更なる発展に貢献できると考え、取締役候補者となりました。

候補者
番号

9

わた なべ かつ あき
渡辺 捷昭 (1942年2月13日生)

再任

社外

- 当社における地位及び担当
- 所有する当社の株式数
- 取締役会への出席状況

社外取締役
20,700株
12/12回 (100%)

独立

■ 略歴

| | | | |
|---------|---------------------------|----------|------------|
| 1964年4月 | トヨタ自動車工業(株)(現トヨタ自動車(株))入社 | 2005年6月 | 同社 取締役社長 |
| 1992年9月 | トヨタ自動車(株) 取締役 | 2009年6月 | 同社 取締役副会長 |
| 1997年6月 | 同社 常務取締役 | 2011年6月 | 同社 相談役 |
| 1999年6月 | 同社 専務取締役 | 2015年7月 | 同社 顧問 |
| 2001年6月 | 同社 取締役副社長 | 2015年10月 | 当社 取締役(現任) |

■ 重要な兼職の状況

住友電気工業(株) 監査役

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

大手製造業の経営者として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの経営全般を監督いただけることが期待されると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

候補者
番号

10

ね もと ゆう じ
根本 祐二 (1954年10月27日生)

再任

社外

- 当社における地位及び担当
- 所有する当社の株式数
- 取締役会への出席状況

社外取締役
-
12/12回 (100%)

独立

■ 略歴

| | | | |
|---------|-------------------------|---------|--------------|
| 1978年4月 | 日本開発銀行(現(株)日本政策投資銀行) 入行 | 2015年6月 | (株)鹿児島銀行 取締役 |
| 2004年4月 | 同行 地域企画部長 | 2018年6月 | 当社 取締役(現任) |
| 2006年4月 | 東洋大学 経済学部教授(現任) | | |
| 2008年4月 | 同大学 PPP研究センター長(現任) | | |

■ 重要な兼職の状況

東洋大学 教授

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

大学教授として地域政策に携わっており、公共政策、都市開発、地域開発の専門家としての豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの経営全般を監督いただけることが期待されると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間で特別の利害関係はありません。
2. 渡辺捷昭氏及び根本祐二氏は社外取締役候補者であります。
3. 渡辺捷昭氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもっておよそ5年9か月となります。
根本祐二氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもっておよそ3年となります。
4. 渡辺捷昭氏及び根本祐二氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として上場している証券取引所に届け出ており、両氏が選任された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は渡辺捷昭氏及び根本祐二氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、両氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。

第3号議案 | 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の決議は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

なお、監査等委員である取締役候補者の選定にあたりましては、当社の定める下記の候補者選定の方針に基づき取締役会にて決定しております。

<監査等委員である取締役候補者選定の方針>

- 1 監査等委員である取締役候補者は、法令上の要件の具備を前提に、その選定の方針を以下のとおりとする。
金融業務における経営、営業、管理等各部門の知識、経験、能力を有し、かつ経済・社会情勢に精通するとともに、財務・会計に関する適切な知見を有する当社グループ出身の監査等委員である取締役候補者を少なくとも1名以上選定する。
- 2 取締役会は、監査等委員である取締役候補者の選定にあたり、前項の方針を遵守するとともに、選定の過程において、監査等委員会からの同意を得るものとする。

また、社外取締役3名については、全員が当社の定める社外役員の独立性判断基準を充足いたしております（社外役員の独立性判断基準については29頁をご参照ください）。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

【参考】 候補者一覧

| 候補者番号 | 氏名 | 当社における現在の地位及び担当 | |
|-------|---------|-----------------|----------|
| 1 | 田 辺 雄 一 | 監査役 | 新任 |
| 2 | 北ノ園 雅 英 | - | 新任 |
| 3 | 関 □ 憲 一 | 監査役 | 新任 社外 独立 |
| 4 | 田 中 克 郎 | 監査役 | 新任 社外 独立 |
| 5 | 田 島 優 子 | 監査役 | 新任 社外 独立 |

候補者
番号

1

た なべ ゆう いち
田辺 雄一 (1961年10月11日生)

新任

- 当社における地位 常勤監査役
- 所有する当社の株式数 31,700株
- 取締役会への出席状況 12/12回 (100%)
- 監査役会への出席状況 12/12回 (100%)

■ 略歴

| | | | |
|----------|-------------|----------|---------------|
| 1985年 4月 | (株) 肥後銀行 入行 | 2017年 3月 | 同行 監査役 (現任) |
| 2013年 6月 | 同行 人事部長 | 2018年 6月 | 当社 常勤監査役 (現任) |
| 2014年 6月 | 同行 水前寺支店長 | | |
| 2016年 3月 | 同行 理事監査部長 | | |

■ 重要な兼職の状況

(株) 肥後銀行 監査役

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

2017年に当社グループの株式会社肥後銀行において監査役に就任するとともに、2018年からは当社監査役に就任し、当社及び当社グループのコンプライアンス体制や事業運営に対する監査を適切に遂行。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力、財務・会計に関する適切な知見を備え、当社グループの健全性確保に貢献できると考え、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

きた の その まさ ひで
北ノ園 雅英 (1963年 8月 9日生)

新任

- 当社における地位 -
- 所有する当社の株式数 15,600株
- 取締役会への出席状況 -
- 監査役会への出席状況 -

■ 略歴

| | | | |
|----------|----------------|----------|----------------------|
| 1988年 4月 | (株) 鹿児島銀行 入行 | 2014年 6月 | 同行 高見馬場支店長 |
| 2005年 3月 | 同行 営業支援部主任調査役 | 2016年 3月 | 同行 医業支援部長 |
| 2009年 8月 | 同行 末吉支店長 | 2018年 4月 | 同行 執行役員医業支援部長 |
| 2011年 2月 | 同行 審査部主任調査役 | 2021年 4月 | 同行 常勤監査役 (現任) |
| 2011年 6月 | 同行 審査部企業サポート室長 | 2021年 4月 | 九州会計サービス(株) 監査役 (現任) |

■ 重要な兼職の状況

(株) 鹿児島銀行 監査役、九州会計サービス(株) 監査役

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

当社グループの株式会社鹿児島銀行において、営業店支店長、審査部企業サポート室長、執行役員医業支援部長を歴任し、2021年4月に常勤監査役に就任。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力、財務・会計に関する適切な知見を備え、当社グループの健全性確保に貢献できると考え、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者
番号

3

せき ぐち けん いち

関口 憲一 (1949年3月14日生)



新任

社外

独立

- 当社における地位 監査役
- 所有する当社の株式数 11,300株
- 取締役会への出席状況 12/12回 (100%)
- 監査役会への出席状況 12/12回 (100%)

■ 略歴

| | | | |
|----------|---------------------------|----------|-------------------|
| 1972年4月 | 安田生命保険(相)(現明治安田生命保険(相))入社 | 2006年7月 | 同社 取締役会長 代表執行役 |
| 2001年4月 | 同社 常務取締役資産運用副総局長兼運用企画部長 | 2013年7月 | 同社 特別顧問(現任) |
| 2002年4月 | 安田ライフダイレクト損害保険(株) 取締役社長 | 2014年3月 | ヒューリック(株) 監査役(現任) |
| 2004年1月 | 明治安田生命保険(相) 常務取締役新市場営業部門長 | 2015年10月 | 当社 監査役(現任) |
| 2005年12月 | 同社 代表取締役会長 | | |

■ 重要な兼職の状況

明治安田生命保険(相) 特別顧問、ヒューリック(株) 監査役

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

大手金融機関の経営者として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの健全性確保のための監査をいただけることが期待されると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

候補者
番号

4

た なか かつ ろう
田中 克郎 (1945年6月5日生)



新任

社外

- 当社における地位 監査役
- 所有する当社の株式数 20,700株
- 取締役会への出席状況 12/12回 (100%)
- 監査役会への出席状況 12/12回 (100%)

独立

■ 略歴

| | | | |
|----------|----------------------------------|----------|--------------|
| 1970年4月 | 弁護士登録(東京弁護士会) | 2012年6月 | (株)鹿兒島銀行 監査役 |
| 1990年10月 | TMI総合法律事務所設立 代表パートナー 一弁護士(現任) | 2013年6月 | (株)アシックス 取締役 |
| 2009年5月 | 一般社団法人日本商品化権協会 監事 | 2015年10月 | 当社 監査役(現任) |
| 2010年6月 | 公益財団法人サントリー文化財団 監事 (現任) | | |

■ 重要な兼職の状況

TMI総合法律事務所 代表パートナー弁護士

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

弁護士として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの健全性確保のための監査をいただけることが期待されると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

候補者
番号

5

た しま ゆう こ
田島 優子 (1952年7月26日生)



新任

社外

- 当社における地位 監査役
- 所有する当社の株式数 5,100株
- 取締役会への出席状況 12/12回 (100%)
- 監査役会への出席状況 12/12回 (100%)

独立

■ 略歴

| | | | |
|---------|--|----------|-------------------------------|
| 1979年4月 | 東京地検検事 | 2015年10月 | 当社 監査役(現任) |
| 1992年4月 | 弁護士登録(東京弁護士会) | 2016年6月 | 東京海上日動あんしん生命保険(株) 監 査役(現任) |
| 2006年7月 | さわやか法律事務所パートナー弁護士(現任) 明治安田生命保険(相) 社外取締役 | | |
| 2015年6月 | (株)千葉銀行 取締役(現任) | | |

■ 重要な兼職の状況

さわやか法律事務所パートナー弁護士、(株)千葉銀行 取締役、東京海上日動あんしん生命保険(株) 監査役

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

検察官、弁護士として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの健全性確保のための監査をいただけることが期待されると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間で特別の利害関係はありません。
2. 関口憲一氏、田中克郎氏、田島優子氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 関口憲一氏、田中克郎氏、田島優子氏は現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもっておよそ5年9か月となります。
4. 関口憲一氏、田中克郎氏、田島優子氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として上場している証券取引所に届け出ており、同3氏が選任された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は関口憲一氏、田中克郎氏、田島優子氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、同3氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠の監査等委員である取締役は次のとおりであり、第3号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認されることを条件に、社外の監査等委員である取締役の補欠として選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の決議は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が生じた時をもって効力を生じるものとし、当該効力は次期定時株主総会開催の時までといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

やま もと ま き こ
山本 麻記子 (1971年 5月 29日生)



社外

独立

- 当社における地位及び担当
- 所有する当社の株式数
- 取締役会への出席状況

略歴

| | | | |
|----------|------------------------------|---------|--|
| 1995年7月 | TMI総合法律事務所入所 | 2014年9月 | TMI総合法律事務所 |
| 2000年10月 | 弁護士登録 | 2016年6月 | スターゼン(株)社外監査役 |
| 2005年9月 | シモンズ・アンド・シモンズ法律事務所 (ロンドン) | 2018年4月 | 武蔵野大学客員教授(現任) |
| 2006年9月 | TMI総合法律事務所 | 2018年6月 | (株)シグマクス社外取締役(現任) |
| 2012年2月 | 英国弁護士ソリシタ資格登録 | 2019年6月 | 武蔵精密工業(株)社外取締役(監査等委員) (現任) |
| 2012年6月 | シモンズ・アンド・シモンズ法律事務所 (ロンドン) | 2020年2月 | 福岡弁護士会登録 弁護士法人TMIパートナーズ社員 福岡 事務所代表(現任) |
| | | 2020年3月 | (株)アシックス社外取締役(現任) |

重要な兼職の状況

弁護士(弁護士法人TMIパートナーズ)、(株)シグマクス社外取締役、武蔵精密工業(株)社外取締役(監査等委員)、(株)アシックス社外取締役

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

国際的な弁護士としての国際法務・企業法務に関する豊富な経験と専門的見地から、取締役会への適切な監督・助言を行っていただくことが期待されると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

- 注) 1. 山本麻記子氏と当社との間で特別の利害関係はありません。
2. 山本麻記子氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 山本麻記子氏の戸籍上の氏名は、安川麻記子であります。
4. 山本麻記子氏が監査等委員である社外取締役に就任した際には、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として上場している証券取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、山本麻記子氏が監査等委員である社外取締役に就任した際には、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。山本麻記子氏が監査等委員である社外取締役に就任した際には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2016年6月21日開催の第1期定時株主総会において月額総額2,500万円以内（うち社外取締役分は300万円以内）とご決議いただき今日に至っておりますが、当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

具体的には、経済情勢等諸般の事情を考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額総額3億円以内（うち社外取締役分は3,600万円以内）とさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は11名（うち社外取締役は2名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名（うち社外取締役は2名）となります。

当社は、取締役の報酬に関する方針として公正性と透明性を謳っており、本議案につきましては当該方針に基づき、指名・報酬諮問委員会に諮問した上で、取締役会において決定したものであるため、相当であると判断しております。

本議案の決議は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を設定する旨のご承認をお願いするものであります。

具体的には、経済情勢等諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額総額1億2,000万円以内とさせていただきたいと存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名となります。

当社は、取締役の報酬に関する方針として公正性と透明性を謳っており、本議案につきましては当該方針に基づき、指名・報酬諮問委員会に諮問した上で、取締役会において決定したものであるため、相当であると判断しております。

本議案の決議は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

以上

当社社外役員の独立性判断基準

- 1 当社又はグループ内会社の業務執行取締役、執行役員又は使用人（以下、「業務執行者」という）ではなく、過去10年間に於いても業務執行者ではなかったこと、又、当社グループが主要株主である会社（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上である会社）の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は使用人ではないこと。
- 2 当社又はグループ内会社を主要な取引先とする者、又はその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、又、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間に於いても業務執行者ではなかったこと。
- 3 当社又はグループ内会社の主要な取引先である者、又はその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、又、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間に於いても業務執行者ではなかったこと。
- 4 当社又はグループ内会社から、一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円又は寄付等を受取る組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の業務執行者ではないこと。
- 5 当社又はグループ内会社から取締役を受け入れている会社又はその親会社、もしくはそのグループ内会社の取締役等の役員ではないこと。
- 6 現在、当社又はそのグループ内会社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間当該社員等として当社又はその現在のグループ内会社の監査業務を担当したことがないこと。
- 7 弁護士やコンサルタント等（法人である場合は、その職務を行うべき社員等を含む。）であって、役員報酬以外に当社又はグループ内会社から過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ておらず、当社又はグループ内会社を主要な取引先とする法律事務所等の社員等ではないこと。
- 8 当社又はグループ内会社の取締役、執行役員、又は参与、理事、顧問等役員に準ずる地位にある重要な使用人等（以下、「役員に準ずる者」という）の近親者ではなく、又、最近5年間に於いて当該取締役、執行役員又は役員に準ずる者であった者の配偶者又は二親等以内の親族（以下、「近親者」という）ではないこと、かつ、その近親者が上記1、2、3、4、6、7と同様の基準に該当しないこと。
- 9 その他、当社的一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

(附則)

- 1 仮に上記2～8のいずれかを充足しない者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当該人物が当社の社外役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の社外役員候補者とすることができる。
- 2 本基準に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員は、独立性を有しないこととなった場合、直ちに当社に告知するものとする。
- 3 本基準において「主要な取引先」とは、その者と当社グループとの取引額が直近の事業年度を含む過去3事業年度のいずれかにおいて、各年度の年間連結総売上高（当社の場合は年間連結業務粗利益）の1%以上である者を意味する。

1 当社の現況に関する事項

(1) 当社グループの事業の経過及び成果等

【当社グループの主要な事業内容】

当社グループは、銀行持株会社である当社、並びに株式会社肥後銀行（以下、「肥後銀行」といいます。）、株式会社鹿児島銀行（以下、「鹿児島銀行」といいます。）、九州F G証券株式会社（以下、「九州F G証券」といいます。）を含む連結子会社18社で構成され、銀行業務を中心にリース業務、クレジットカード業務、信用保証業務、金融商品取引業務等の金融サービスに係る業務を行っております。

【金融経済環境】

当年度のわが国経済は、新型コロナウイルスの感染が急速に拡大した影響を受け、経済活動が停滞し、極めて厳しい状況となりました。2020年4月から5月にかけては全国的に緊急事態宣言が発出され、4～6月期のGDPは大幅に落ち込みました。その後は観光や飲食・サービス向けの需要喚起策が奏功し、2020年後半にかけて持ち直しの動きがみられました。2020年末に入ると感染者が増加し、全国的に第3波に見舞われ、2021年1月緊急事態宣言が再発出されました。足元は、厳しい状況にある中、持ち直しの動きがみられますが、一部に弱さも残ります。

こうした経済環境のもと、新型コロナウイルスの影響で低迷していた日経平均株価は、各国の経済対策や金融緩和策、ワクチン接種開始が好感されたことによる世界的な株高の流れを受け、2021年2月に30年半ぶりに3万円台に乗せました。円相場は、期初は1ドル105～109円付近で推移していましたが、世界的な感染再拡大への懸念から20年末にかけて102円台まで上昇、その後、アメリカの長期金利上昇を受けて円安方向の動きとなりました。

地元経済におきましては、全国と同様、年度前半は新型コロナウイルス感染症の影響で、観光関連や消費関連が大きく落ち込むなど、全体として厳しい状況が続きました。2020年後半は、生産活動、政府の景気刺激策「GoToキャンペーン」効果もあり、消費関連、観光関連が持ち直しました。年明け以降、新型コロナウイルスの再拡大に伴うGoToトラベル一時停止などの影響で観光関連が再度落ち込むなど厳しい分野もあります。先行きについては、変異株による感染拡大やワクチン接種状況などに注視が必要であります。

【当社グループの事業の経過及び成果】

当社は、2015年10月1日、肥後銀行と鹿児島銀行（以下、総称して「両行」といいます。）との経営統合に伴い、共同株式移転により設立いたしました。両行の地元を中心とした九州での存在感を更に発揮できる盤石な経営基盤を確立することで、広域化した新たな地域密着型ビジネスモデルを創造し、地元との信頼関係を更に強化するとともに経営の効率化を促進し、企業価値を高め、地域総合金融グループとして活力あふれる地域社会の実現に積極的に貢献してまいります。

なお、当社グループは持続可能な成長の実現に向け、

1. 「お客様の信頼と期待に応え、最適かつ最良の総合金融サービスを提供します」
2. 「地域とともに成長し、活力あふれる地域社会の実現に積極的に貢献します」
3. 「豊かな創造性と自由闊達な組織風土を育み、より良い未来へ向かって挑戦し続けます」

の3つをグループ経営理念として定めております。

このグループ経営理念を実現すべく、第2次グループ中期経営計画（計画期間：2018年4月1日～2021年3月31日）を以下のとおり策定し、当社グループの企業価値向上・持続的成長に向け取り組みました。

【第2次グループ中期経営計画の概要】

1. 名称：第2次グループ中期経営計画 ～融合ステージ～
2. 計画期間：3年（2018年4月～2021年3月）
3. 目指す姿：お客様にとって九州トップの総合金融グループ
4. 基本方針：お客様にとって最適かつ最良のサービス提供に向けたグループシナジーの最大化
5. 基本戦略・戦略の柱

| 基本戦略 | 戦略の柱 |
|----------------------|-------------------------------|
| (1) 「地域活力共創」グループへの進化 | ①地域総合金融機能の高度化 ②地域産業振興機能の発揮 |
| (2) グループ人材力の強化 | ①人材マネジメントの高度化 ②人材開発の高度化 |
| (3) グループガバナンスの高度化 | ①経営管理態勢の充実 ②生産性の向上 |

6. 指標目標

| 項目 | | 最終年度目標値 | 最終年度実績 | 2019年度実績 | 基準 |
|-----|-----------------|---------|--------|----------|----------|
| 成長性 | ①貸出金平残 | 7.6兆円 | 7.5兆円 | 7.1兆円 | 2行 合算 |
| | ②預金・NCD平残 | 9.2兆円 | 9.3兆円 | 8.7兆円 | |
| 収益性 | ①当期純利益 | 250億円 | 150億円 | 182億円 | 連結 |
| | ②お客様向けサービス業務利益※ | 140億円 | 92億円 | 117億円 | |
| | ③株主資本ROE | 4%台 | 2.4% | 3.0% | |
| 効率性 | ①OHR | 70%未満 | 69.7% | 67.8% | |
| 健全性 | ①自己資本比率 | 10%以上 | 11.08% | 10.89% | |

※お客様向けサービス業務利益：貸出金平残×預貸金利鞘＋役務収益等利益－経費

「融合ステージ」と位置付ける本中計期間の最終年度となる2020年度において、当社グループが実施した主な施策は次のとおりです。

【「地域活力共創」グループへの進化】

「地域総合金融機能の高度化」

（「銀・証・信」連携の確立）

当社グループは、高齢化社会の進展を背景に高まる相続・資産承継ニーズに対応するため、九州の地方銀行グループとしては初の取り組みとなる銀行本体での信託業務を2019年4月より開始し、2020年7月からは両行で「後見支援預金」の取り扱いを開始いたしました。2020年10月には当社グループの九州FG証券において、株式上場を目指す取引先を支援する「IPO（新規株式公開）支援業務」を開始しております。開業3周年を迎えた九州FG証券とともに、「銀・証・信」が連携し「ためる」・「ふやす」・「のこす」というお客様のライフサイクル・相続などのご要望に応じたサービスをワンストップで提供しております。今後も両行及び九州FG証券の適切な連携により、専門性の高い金融商品・サービスのご提供に努めてまいります。

（サービス・チャネル拡充）

当社グループは、九州の事業者に対する成長資金供給を目的に、2020年5月よりクラウドファンディング事業会社「株式会社グローバル・クラウドファンディング」の事業を開始いたしました。当年度において新型コロナウイルス感染症の影響を受けている熊本県内の飲食店を応援する「さしより応援プロジェクト」や、「令和2年7月豪雨災害」により被害を受けた熊本県人吉球磨の観光産業を応

援する「球磨焼酎を飲んで人吉温泉を応援するプロジェクト」など様々なプロジェクトを実施しております。今後も地域が有する資源、アイデア等の具現化のため、全国の投資家の「共感する思い」と「資金」を事業者の皆様へ届ける橋渡し役となり、持続可能な地域経済の発展に貢献してまいります。

また、両行ではお客様の「想い」を地域に届ける取り組みとして、発行額の一定割合をお客様がご指定する学校や団体等へ寄付・寄贈を行う私募債や医療機関債など豊富な商品ラインナップを取り揃えております。肥後銀行では「学び舎応援私募債」「くまもと復興応援私募債」「ひびんSDGs私募債」「ひびんSDGs医療機関債」、鹿児島銀行では「かぎんSDGs推進私募債」「かぎんSDGs推進医療機関債」を取り扱っております。

さらに、2021年2月より紙通帳の代わりにお客様のスマートフォンで預金口座の残高や入出金明細をリアルタイムに照会できる「ひびん通帳アプリ」「かぎん通帳アプリ」の取り扱いを両行同時に開始いたしました。

今後も当社グループ一丸となり、地域やお客様の課題解決に向けた取り組みを強化してまいります。

「地域産業振興機能の発揮」

（地域の活性化支援）

当社グループは、各自治体・関係団体の皆様と協働し、地域の様々な魅力を発信する取り組みを行っております。

肥後銀行では、2020年9月より公益財団法人地方経済総合研究所と連携し、球磨焼酎のブランディングおよび海外への販路拡大支援事業を実施しております。

鹿児島銀行では、2020年5月に新本店ビルが完成し、Payどんを始めとした各種電子マネーや各種クレジットカード等を決済手段とする、完全キャッシュレス商業施設「よかど鹿児島（賑わい施設）」を開業いたしました。鹿児島にゆかりのある「人・コト・モノ」が融合・発展することにより、街全体に活気と新しい価値が生まれる鹿児島の新たな賑わい拠点を目指し、五感を通して地元の魅力を発信しております。また、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用促進に関する活動が評価され、2021年1月に「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る大臣表彰」を受賞いたしました。

両行では、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部より、地方創生に資する金融機関等の「特徴的な取り組み事例」として認定を受け、地方創生担当大臣から表彰されました。肥後銀行は2021年3月に熊本県阿蘇郡高森町の漫画を起点とした地域活性化・国内外からの移住定住促進支援の取り組みに対する支援策や観光誘客策について、鹿児島銀行は2020年5月に外国人技能実習事業を通じた人材に関する課題解決支援について認定されたものです。

今後も関係機関等と連携しながら、地方創生実現に向け積極的に貢献してまいります。

(観光分野への取り組み)

当社グループは、地域が有する観光資源の活用や新たな観光コンテンツの企画・発信などを通じ、観光振興及び地域活性化へのご支援を行っております。

環境省の「令和2年度（補正予算）国立・国定公園への誘客の推進事業」を活用し、両行において観光プログラムの造成や情報発信等について取り組んでおります。

肥後銀行では2020年9月から2021年2月に株式会社くまもとDMCと連携し、阿蘇くじゅう国立公園における自然体験プログラムの造成やプロモーション動画の作成、モデルツアー事業を実施いたしました。

鹿児島銀行では、2020年7月から10月にかけて霧島錦江湾国立公園の霧島エリアにおいて、高千穂峰と霧島神宮、韓国岳とえびの高原を一体で周遊可能なアクティビティ・プログラムを開発し、プロモーションを展開すると共にモデルツアー事業を実施いたしました。

今後もこのような取り組みを通じた地元各地域の観光資源を発掘し、交流人口拡大による地域活性化を推進してまいります。

(農林水産分野への取り組み)

当社グループは、農林水産分野における両行それぞれの特徴を活かし、ノウハウを共有することにより、お客様の事業拡大支援を強化しております。

肥後銀行では、2021年2月に熊本県物産振興協会と連携し、熊本県内の農水産物の生産者の皆様と県外のスーパーおよびECサイト等の食品関連バイヤーをマッチングさせた「くまもと物産オンライン商談会」を開催いたしました。

鹿児島銀行では、2020年6月より農水産物の生産者の皆様の支援と食品廃棄問題（フードロス）の解決への取り組みを通じて、地域の将来を担う子どもたちの支援や鹿児島県産品活用による食育を目的に子ども食堂への食材の寄贈を継続的に行っております。

今後も両行が連携し、農林水産分野の成長産業化・地域経済の活性化に努めてまいります。

(創業・新事業分野への取り組み)

当社グループは、事業者に対するコンサルティングメニュー充実の一環として、創業・新事業分野への取り組みを強化しております。

肥後銀行では、2020年7月に次世代ベンチャーコンテスト「熊本テックプランングランプリ」を開催し、アグリ・バイオなどの自然共生型産業創出に向けて、次世代技術と情熱をもって熊本から世界を変えようとする起業家を育成する創業支援を行っております。

鹿児島銀行では、鹿児島県内の大学など8校と「地方創生への取り組みに関する連携協定」を締結し、2020年10月から2021年2月にかけて次世代の人材育成および地域への新産業創出を目的とした「かざん未来創造アイデアソンプログラム」を実施しております。

また両行では、肥銀オフィスビジネス株式会社および株式会社みらいワークスと連携し、地域企業と都市部副業人材をつなぐマッチングサービスを開始し、副業人材を活用した経営課題の解決に取り組んでおります。

今後も創業や第二創業、新規事業の開発などを支援することで、地域企業の成長や雇用創出などの地域活性化に資する取り組みを行ってまいります。

(産学官連携による地方創生支援)

当社グループは、地域貢献の観点から設立した「九州FG PPP/PIプラットフォーム」の活動の一環として継続的にセミナーを開催しております。地域の各自治体とそれぞれの地域の課題共有・課題解決に向けた協議を進めており、今後も協働して進めてまいります。

(新型コロナウイルス感染症への対応)

当社グループは、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている地域やお客様に対し、グループ一体となって継続的な支援を行っております。

金融面では、両行で相談窓口を設置しお客様のご融資やご返済に関するご相談等に迅速かつきめ細やかな対応を行う体制を整備し、「新型コロナウイルス感染症対応特別融資」等により売上減少などの影響を受けている事業者の皆様への支援を行っております。また、お客様への経営支援をさらに強化し、専門性の発揮によるお客様、地域の持続可能性向上に貢献することを目的とし、肥後銀行では「企業支援室」、鹿児島銀行では「新型コロナ事業支援チーム」を新設しました。さらに、新型コロナウイルス感染症により経営が悪化した事業者様に対し、毀損した財務基盤の充実を図っていただくことを目的とし、2021年1月に両行で「資本性劣後ローン」の取り扱いを開始いたしました。当年度の新型コロナウイルス感染症関連の融資実行先数は両行で11,901先、融資実行金額は2,855億円であります。

非金融面では、肥後銀行で「副業でみんながつながる熊本産マスクプロジェクト」へ参画し、収入減等の影響を受けている皆様の手作りしたマスクを買い取り、熊本県内の事業者・団体や個人の皆様へ無料で配布いたしました。鹿児島銀行ではキャッシュレスアプリ「Payどん」を活用した地域振興券や商品券の電子発行サービスを開始し、地域経済活性化や新型コロナウイルス感染症拡大防止に寄与する取り組みを行っております。

2020年8月には、新型コロナウイルス感染症の対応に従事される医療関係者の皆様の取り組みを支援するため、第5期定時株主総会において、事前に議決権行使いただいた株主様一人につき100円、総額459,800円を鹿児島県医師会および熊本県医師会へ寄付いたしました。

さらに、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた地元経済の復興および地方創生事業への支援の一環として、2020年9月に両行で熊本県および鹿児島県に総額2億円の企業版ふるさと納税による寄付を行いました。

今後も持続可能な地域社会の実現に向け、積極的な取り組みを行ってまいります。

(令和2年7月豪雨災害への対応)

当社グループは、「令和2年7月豪雨災害」により被害を受けた皆様に寄り添った支援を行っております。

皆様からのご相談に適切かつ迅速に対応するため特別窓口を設置し、事業者の皆様に対し熊本県信用保証協会との連携による「緊急時短期資金」等の活用を通し事業者の皆様に対するご支援を行っております。また肥後銀行の移動店舗車「Harmoni Car (ハモニカー)」に加え、鹿児島銀行の「移動ATMカー」を被災地に派遣しました。さらに、「なりわい再建支援補助金」に関する説明会を実施するなど、あらゆる課題解決を通じお客様の復旧・復興のサポートを継続してまいります。

【グループ人材力の強化】

(人事部門の融合促進)

当社グループは、グループ一体感の醸成と相互理解による組織力強化を目的として、人事異動を伴う交流や合同研修を継続的に実施しております。人事異動を伴う交流は、当年度までの累計で150名となりました。また、合同研修では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、集合型研修からオンライン形式に移行して開催し、当年度130名を含め累計で2,400名程の交流を実現することができました。

人材育成では、幹部養成や専門領域の育成施策を積極的に展開しております。幹部養成では、若手層を中心に、事業構想に特化した1年間のプログラムのもと、グループの中核人材に必要とされる実践力・創造力などのスキルを習得させる「次世代リーダー養成トレーニング」(受講者15名)を実施、あわせて、新しい領域のデジタル人材を育成すべく、デジタル人材育成セミナー(受講者20名)、オープンイノベーションセミナー(95名)を実施いたしました。

採用活動においては、WEB採用説明会・動画配信などの積極的なオンライン採用活動により、グループ採用機能の強化を図りました。

(働き方改革への取り組み)

当社グループは、従業員が活き活きと働ける職場づくりを実現するため、働き方改革に積極的に取り組んでおります。これまで、生産性向上に効果の高い朝型勤務制度や従業員の健康維持に資するインターバル勤務制度、ライフスタイルも尊重する時差勤務制度を実施してまいりました。

また、更なる柔軟な働き方の実現はもとより、災害や緊急事態に備えたBCP(事業継続計画)の観点から、在宅勤務を含めたテレワークの積極的な活用及びスプリット勤務を実施しております。

【グループガバナンスの高度化】

(組織の改定)

当社グループは、社会・環境のデジタル化に向けた新たな顧客体験・サービスの提供、デジタル化

推進による働き方改革・生産性向上を目的として、2020年1月に業務・IT統括部を「デジタルイノベーション部」へ組織改正しております。デジタルイノベーション部は、グループ横断的なデジタルイノベーションの企画・立案・推進や新たな事業領域拡充に向けたデジタル化企画・立案などに取り組み、グループ一体でのDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進してまいります。

（委員会の改定）

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う地域経済等への影響を踏まえ、当社グループの取り組み姿勢を明確にするとともに、新型コロナウイルス感染症に対するグループ横断的な情報共有の促進及びお客様・地域経済への取り組みについて協議する「新型コロナウイルス感染症対策委員会」を2020年5月に新設いたしました。地域活力共創グループとして、お客様や地域の皆様と共に、「経済の再生」と「活力あふれる地域社会」の実現に向け、感染症に強い社会づくりにグループを挙げて取り組んでおります。

2021年4月には、「SDGs・ESGの先駆的取り組み」に関わる重要課題を協議、議論する「サステナビリティ推進委員会」を新設しております。それに伴い「新型コロナウイルス感染症対策委員会」を「サステナビリティ推進委員会」に統合し、感染症や自然災害等を地域社会の重要課題として認識し、お客様、地域社会への取り組み等について協議してまいります。

（事務・システムの共通化）

当社グループは、経営統合による統合効果の最大化に向けた取り組みを継続して進めております。その中で、基幹系システムにつきましては、統合のコストと効果、マンパワーや開発期間など多面的な検証を行った結果、統合しても大きなコスト削減効果が無く、2年間程度の開発凍結期間が必要であることなど、デメリットが大きいことから、当面統合を行わないことといたしました。

変革とスピードが求められる現状において、勘定系統合にかかるコストを第3次中期経営計画の3年間においてDX投資に重点的に振り向け、デジタルによるお客様への新たな体験やサービスの提供と、グループ内業務プロセス改革による生産性向上を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、お客様の資産形成のお手伝いや利便性の向上に向けて、日本初となる米国ムーブン社の機能を取り入れたグループ共通の金融アプリの開発に取り組んでおります。今後とも地域のDX支援や金融・非金融分野のデジタルサービス提供に向けた地域のデジタルプラットフォーム構築に取り組んでまいります。

デジタル化の取り組みの成果として、本年2月にはお客様の利便性の向上に資する通帳アプリを両行にてリリースしております。

「持続的な社会の実現に向けて」

当社グループは、グループ経営理念に基づき、持続的な地域の経済発展及び社会づくりに資する取り組みを行っております。

この取り組みを更に強化するため、国連が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）」及び「環境・社会・ガバナンス（ESG）」などの視点を取り入れ、グループ全体の持続可能な事業活動を組織的に統括することを目的に、「サステナビリティ統括室」を設置するとともに、「サステナビリティ宣言」を策定し、グループ一体で持続可能な社会づくりに取り組んでおります。

本宣言を踏まえ、2019年7月に本業である投融資を通じた持続的な地域社会発展への貢献を目的に「投融資に関する指針」を策定し、お客様や地域の環境・社会問題解決につながる自律的で責任ある投融資を推進するとともに、気候変動の抑制や生物多様性に資する事業、地域の基幹産業の振興に資する事業等に対する積極的な支援を行っております。

こうしたESG金融に関する当社グループの取り組みが評価され、「第1回環境省ESGファイナンス・アワード・ジャパン（融資部門）」で銀賞を受賞いたしました。

また、2020年9月に、国内地方銀行で2例目となる責任銀行原則（PRB）に署名し、SDGsやパリ協定等の社会的目標に沿った事業戦略を定め、持続可能な地域社会の実現のために役割と責任を果たしていく決意であります。

地域とのかかわりにおいても、両行は2020年1月、大分銀行、宮崎銀行、環境省九州地方環境事務所と中・南九州の地域循環共生圏に関する連携協定を締結いたしました。本連携協定の下、国立公園等の地域資源活用を通じた地域活性化や、地域へのSDGs普及・啓発への取り組みを共同で展開するなど、地域及び持続的な地方創生への対応力を強化してまいります。

このほか、災害に強い街づくりに貢献するため、肥後銀行では防災井戸を熊本県内に計10ヶ所設置し、災害時の地域開放について必要な事項を定めた協定を関係5市と締結いたしました。また鹿児島銀行ではグループ会社等と協力して、地域のお客様のBCP策定を支援しております。

（環境保全活動・地域貢献活動への取り組み）

当社グループは、豊かな地域社会づくりのため、環境、社会等に関する課題にも積極的に取り組んでおります。ふるさとの豊かな自然の恵みを次世代に継承するため、水源涵養林の育成や水田湛水事業、森林整備の取り組みなど、継続した環境保全活動を行っております。

2019年6月にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明し、2020年3月に「グリーン購入に関する指針」を策定しております。本指針に基づく購買活動を推進するとともに、脱マイクロプラスチックに向けた顧客配布用プラスチックバッグの廃止など、グループ全体で環境に配慮した取り組みを行っております。

また、2020年12月には、気候変動等の新たな環境課題へのグループ方針の統一および対応強化を図るため、当社グループの「環境方針」を制定しました。脱炭素社会の実現を目指し、地域の環境保全の取り組みなどを通して、持続可能な地域社会の実現に積極的に貢献してまいります。

このほか、地域行事への参加やスポーツ・文化イベントの協賛、社会福祉など、中長期にわたる地域社会活性化への貢献活動を継続して行っております。

2020年度の決算について

当年度における当社グループの連結業績につきましては、次のとおりとなりました。

(総預金（預金及び譲渡性預金）)

総預金は、個人預金の増加等により、前年度末比8,903億円増加し9兆6,566億円となりました。

(貸出金)

貸出金は、公共向け貸出の増加等により、前年度末比3,934億円増加し7兆5,803億円となりました。

(有価証券)

有価証券は、外国証券の減少等により、前年度末比214億円減少し2兆1,955億円となりました。

(損益状況)

連結経常収益は、子会社の増加及び株式等売却益の増加等により、前年度比87億56百万円増加し1,808億96百万円となりました。連結経常利益は前年度比53億50百万円減少し216億82百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度比32億48百万円減少し150億12百万円となりました。

利益配分につきましては、当社は、内部留保の充実に留意しつつ、資本効率を高め、利益成長を通じた安定的な配当を実施することを基本方針としております。

上記基本方針のもと、当年度の期末配当につきましては、1株あたり6円とすることといたしました。

(ご参考) 当社グループの業績概況

▶ 預金及び譲渡性預金

9兆6,566億円

(前年度末比 8,903億円 増加)

▶ 貸出金

7兆5,803億円

(前年度末比 3,934億円 増加)

▶ 経常利益

216億82百万円

(前年度比 53億50百万円 減少)

▶ 親会社株主に帰属する当期純利益

150億12百万円

(前年度比 32億48百万円 減少)

(肥後銀行単体の主要勘定の期末残高及び経営成績)

主要勘定の期末残高は、総預金（預金及び譲渡性預金）が個人及び法人預金の増加等により、前年度末比4,492億円増加し5兆1,267億円、貸出金が法人向け貸出の増加等により、前年度末比1,384億円増加し3兆8,349億円、有価証券が外国証券の減少等により、前年度末比118億円減少し1兆3,556億円となりました。

また、業務純益は前年度比29億83百万円減少し140億81百万円、経常利益は前年度比63億5百万円減少し122億53百万円、当期純利益は前年度比41億83百万円減少し86億77百万円となりました。



(鹿児島銀行単体の主要勘定の期末残高及び経営成績)

主要勘定の期末残高は、総預金（預金及び譲渡性預金）が個人及び法人預金の増加等により、前年度末比4,439億円増加し4兆5,457億円、貸出金が公共向け貸出の増加等により、前年度末比2,562億円増加し3兆8,144億円、有価証券が社債の減少等により、前年度末比100億円減少し8,436億円となりました。

また、業務純益は前年度比53億51百万円減少し124億1百万円、経常利益は前年度比58億1百万円減少し104億14百万円、当期純利益は前年度比37億69百万円減少し74億66百万円となりました。



【経営環境及び対処すべき課題】

当社グループの地元である中・南九州においては、恒常的に生産年齢人口が首都圏・都市圏へ流出しており、少子高齢化の加速、市場規模の縮小など、構造的な問題を抱えております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による企業の収益悪化や個人消費の落ち込み、インバウンド需要の低迷など、地元経済は、引き続き、先行き不透明な状況が続くことが懸念されております。

更に、金融業界においては、低金利環境の長期化、地政学リスクの増大に伴う市場運用環境の不確実性の高まり、他の金融機関等との競合などに加え、デジタル技術革新による社会環境やお客様の行動の変化への対応も求められております。

【第2次グループ中期経営計画における結果と課題】

2018年度からスタートした第2次グループ中期経営計画では、長期ビジョンに掲げる「お客さまにとって九州トップの総合金融グループ」を目指し、グループシナジーの最大化に取り組んでまいりました。結果、預金・貸出金についてはともに順調に推移し、概ね計画通りの成果を上げることができましたが、一方でその他の指標目標については、新型コロナウイルス感染症や自然災害の頻発など、当初計画策定時の想定を超える大きな環境変化もあり、未達となりました。当社グループは、「収益性・効率性」の更なる向上に取り組むとともに、企業価値を更に向上させていくために、持続可能なビジネスモデルへの転換が必要であると認識しております。

【第3次グループ中期経営計画の概要】

当社グループは、持続可能な地域社会の実現に向け、「要」としてその一翼を担うことを使命と考え、自らの存在意義を次のように再定義いたしました。

「私たちは、お客様や地域の皆様とともに、お客様の資産や事業、地域の産業や自然・文化を育て、守り、引き継ぐことで、地域の未来を創造していく為に存在しています。」

この存在意義に基づいて、当社グループは、お客様、地域、当社グループの持続可能性を高めるため、第3次グループ中期経営計画（計画期間：2021年4月1日～2024年3月31日）を以下の通り策定いたしました。

1. 名称：第3次グループ中期経営計画「改革」
2. 計画期間：3年（2021年4月～2024年3月）
3. ビジョン：お客様・地域・社員とともに、より良い未来を創造する『地域価値共創グループ』への進化
4. 基本方針：地域価値共創グループの実現に向けた改革
5. 基本戦略・戦略の柱

| 基本戦略 | 戦略の柱 |
|----------------------|--|
| (1) 地域総合金融機能の深化 | ①新常态における金融コンサルティング力の強化 ②金融機能の高度化による地域産業成長支援 |
| (2) 地域産業振興機能の拡充 | ①地域との協働による課題解決実践 ②地域商社機能の強化・創造 |
| (3) 人づくりとエンゲージメント向上 | ①価値共創を実現する人づくり ②多様性の尊重と働きがいの向上 |
| (4) K F Gビジネスモデルの確立 | ①組織構造・収益構造改革 ②S D G s ・ E S G の先駆的取組み |
| (5) デジタル社会に向けたD X 推進 | ①新たな体験・サービスの提供 ②プロセス改革による生産性向上 |

6. グループK P I

| K P I 項目 | 最終年度目標 |
|------------------|--------|
| ①当期純利益 | 260億円 |
| ②コア業務純益 | 380億円 |
| ③お客様向けサービス業務利益※1 | 170億円 |
| ④役務利益比率※2 | 14%以上 |
| ⑤O H R | 65%以下 |
| ⑥株主資本R O E | 4%台 |
| ⑦自己資本比率 | 10%以上 |

※1 お客様向けサービス業務利益：貸出金平残×預貸金利鞘＋役務収益等利益－経費

※2 役務利益比率＝役務等利益÷コア業務粗利益(業務粗利益－国債等債券損益)

当社グループは2015年10月の設立以来、「協働」ステージ、「融合」ステージと歩んできましたが、次の10年間でビジョンの実現に向け、「共創」ステージと位置付けました。第3次グループ中期経営計画では、新型コロナウイルス感染症や自然災害等不確実性の高い環境下において、お客様、地域、当社グループの持続可能性を高めるため、「お客様、地域、社員とともに、より良い未来を創造する『地域価値共創グループ』への進化」を新たなビジョンとして掲げました。本計画の3年間は、ビジョン実現に向けた『共創』ステージにおけるファーストステップとして、変えるべきを変えていく「改革」にグループ一丸となって取り組んでまいります。株主の皆様方には、今後とも当社グループに対するなお一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

(2) 当社グループ及び当社の財産及び損益の状況

イ. 当社グループの財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|
| 経常収益 | 164,696 | 170,322 | 172,140 | 180,896 |
| 経常利益 | 29,381 | 33,717 | 27,033 | 21,682 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 19,395 | 22,202 | 18,261 | 15,012 |
| 包括利益 | 23,971 | 27,012 | △20,805 | 68,705 |
| 純資産額 | 633,548 | 652,317 | 619,754 | 683,152 |
| 総資産 | 10,084,039 | 10,444,589 | 11,079,796 | 12,204,020 |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 営業収益 | 9,833 | 7,188 | 7,386 | 8,992 |
| 受取配当金 | 8,454 | 5,436 | 5,418 | 7,078 |
| 銀行業を営む子会社 | 8,454 | 5,436 | 5,418 | 7,078 |
| その他の子会社 | － | － | － | － |
| 当期純利益 | 8,331 | 5,231 | 5,440 | 7,066 |
| 1株当たり当期純利益 | 円 銭 18 33 | 円 銭 11 57 | 円 銭 12 12 | 円 銭 16 06 |
| 総資産 | 457,569 | 457,145 | 459,129 | 462,775 |
| 銀行業を営む子会社株式等 | 447,458 | 447,458 | 447,458 | 447,444 |
| その他の子会社株式等 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,014 |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 当社グループの使用人の状況

| | 当年度末 | | |
|------|--------|------|--------|
| | 銀行業 | リース業 | その他の事業 |
| 使用人数 | 3,992人 | 103人 | 483人 |

(注) 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。

(4) 当社グループの主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

株式会社肥後銀行

① 営業所等

| | 当年度末 | |
|------|------|--------------|
| | 店 | うち出張所 () |
| 熊本県 | 111 | (4) |
| 鹿児島県 | 1 | (-) |
| 宮崎県 | 1 | (-) |
| 福岡県 | 6 | (1) |
| 大分県 | 1 | (-) |
| 長崎県 | 1 | (-) |
| 東京都 | 1 | (-) |
| 大阪府 | 1 | (-) |
| 合 計 | 123 | (5) |

(注) 上記のほか、当年度末において駐在員事務所を1か所、店舗外現金自動設備を128か所設置しております。

② 当年度新設営業所等

該当事項はありません。

③ 株式会社肥後銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

株式会社鹿児島銀行

① 営業所等

| | 当年度末 | |
|------|------|--------------|
| | 店 | うち出張所 () |
| 鹿児島県 | 118 | (18) |
| 熊本県 | 1 | (-) |
| 宮崎県 | 9 | (-) |
| 福岡県 | 1 | (-) |
| 沖縄県 | 2 | (-) |
| 東京都 | 1 | (-) |
| 大阪府 | 1 | (-) |
| 合 計 | 133 | (18) |

(注) 上記のほか、当年度末において代理店を18か所、駐在員事務所を2か所、店舗外現金自動設備を402か所設置しております。

② 当年度新設営業所等

該当事項はありません。

③ 株式会社鹿児島銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

| 氏名又は名称 | 主たる営業所又は事務所の所在地 | 銀行代理業以外の主要業務 |
|------------|-----------------|--------------|
| かざん代理店株式会社 | 鹿児島市泉町3番3号 | - |

ロ. リース業及びその他の事業

株式会社九州フィナンシャルグループ

| 営業所等 | 所在地 |
|------|--------|
| 福岡ビル | 福岡県福岡市 |

上記以外のリース業及びその他の事業の営業所等の状況につきましては、「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況、ロ. 子会社等の状況」をご参照ください。

(5) 当社グループの設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

| | 銀行業 | リース業 | その他の事業 | 合計 |
|---------|-------|------|--------|--------|
| 設備投資の総額 | 6,771 | 47 | 3,857 | 10,677 |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(新設等)

(単位：百万円)

| 事業別 | 会社名 | 内容 | 金額 |
|-----|-----------|-----------------|--------|
| 銀行業 | 株式会社肥後銀行 | 福岡高宮社宅新築 | 643 |
| | | 個人ローン業務支援システム導入 | 204 |
| | 株式会社鹿児島銀行 | 本店ビル新築 | 11,729 |
| | | 宇宿支店新築 | 332 |

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当連結会計年度において重要な設備の処分及び除却はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

| 会社名 | 所在地 | 主要業務内容 | 資本金 | 当社が有する 子会社等の 議決権比率 |
|------------------|-------------------------|-----------------------------|---------------|--------------------------|
| 株式会社肥後銀行 | 熊本市中央区練兵町 1番地 | 銀行業 | 百万円 18,128 | % 100.0 |
| 株式会社鹿児島銀行 | 鹿児島市金生町 6番6号 | 銀行業 | 百万円 18,130 | % 100.0 |
| 九州FG証券株式会社 | 熊本市中央区紺屋町 1丁目13番地5 | 金融商品取引業務 | 百万円 3,000 | % 100.0 |
| 九州会計サービス株式会社 | 鹿児島市泉町3番3号 | 連結子会社の経理・決算業務 及び連結決算業務 | 百万円 20 | % 100.0 |
| 肥銀リース株式会社 | 熊本市中央区国府 1丁目20番1号 | リース業務・貸付業務 | 百万円 50 | % (90.0) |
| JR九州FGリース株式会社 | 福岡市博多区博多駅前 2丁目19番22号 | リース業務・貸付業務 | 百万円 400 | % (90.0) |
| 鹿児島リース株式会社 | 鹿児島市泉町3番3号 | リース業務・貸付業務 | 百万円 66 | % (100.0) |
| 肥銀カード株式会社 | 熊本市中央区上通町 10番1号 | クレジットカード業務・ 信用保証業務等 | 百万円 100 | % (92.0) |
| 株式会社肥銀コンピュータサービス | 熊本市西区二本木 5丁目1番8号 | 計算受託及び ソフト開発等の業務 | 百万円 20 | % (100.0) |
| 肥銀キャピタル株式会社 | 熊本市中央区下通 1丁目9番9号 | 有価証券の取得・保有・ 売却業務及び企業診断業務 | 百万円 100 | % (50.0) |
| 肥銀ビジネスサポート株式会社 | 熊本市北区大窪 1丁目1番26号 | 文書等の整理集配送 及び物品管理業務 | 百万円 30 | % (100.0) |
| 肥銀ビジネス教育株式会社 | 熊本市中央区練兵町 1番地 | 教育・研修業務 | 百万円 30 | % (100.0) |
| 肥銀オフィスビジネス株式会社 | 熊本市西区二本木 5丁目1番8号 | 事務受託業務、 有料職業紹介業務 | 百万円 20 | % (100.0) |
| 株式会社鹿児島カード | 鹿児島市泉町3番3号 | クレジットカード業務・ 信用保証業務等 | 百万円 50 | % (100.0) |
| 鹿児島保証サービス株式会社 | 鹿児島市泉町3番3号 | 信用保証業務 | 百万円 20 | % (100.0) |
| 株式会社九州経済研究所 | 鹿児島市泉町3番3号 | 金融・経済の調査・研究、 経営相談業務等 | 百万円 20 | % (100.0) |
| かざんオフィスビジネス株式会社 | 鹿児島市泉町3番3号 | 担保評価業務及び 労働者派遣業務等 | 百万円 30 | % (100.0) |
| かざん代理店株式会社 | 鹿児島市泉町3番3号 | 銀行代理業務 | 百万円 50 | % (100.0) |

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の()内は間接議決権比率であります。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

該当事項はありません。

(7) 主要な借入先

該当事項はありません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(2020年度末現在)

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職 | その他 |
|--------|--|--|-----|
| 松山 澄寛 | 取締役会長 | 株式会社鹿児島銀行 取締役頭取 | — |
| 笠原 慶久 | 取締役社長 | 株式会社肥後銀行 取締役頭取 | — |
| 林田 達 | 取締役常務執行役員 (経営企画部、広報・IR部、 人事・総務部) | 九州FG証券株式会社 取締役 九州会計サービス株式会社 取締役 | — |
| 赤塚 典久 | 取締役常務執行役員 (事業戦略部、デジタルイノベー ション部) | 九州FG証券株式会社 取締役 | — |
| 江藤 英一 | 取締役常務執行役員 (CR統括部担当兼CR統括部長) | 株式会社肥後銀行 取締役常務執行役員 | — |
| 田中 博幸 | 取締役常務執行役員 (監査部) | 株式会社鹿児島銀行 常務執行役員 | — |
| 徳永 忠隆 | 取締役執行役員 | 九州会計サービス株式会社 取締役 | — |
| 甲斐 隆博 | 取締役 | 株式会社肥後銀行 取締役会長 | — |
| 上村 基宏 | 取締役 | 株式会社鹿児島銀行 取締役会長 | — |
| 渡辺 捷昭 | 取締役 (社外取締役) | 住友電気工業株式会社 監査役 | — |
| 根本 祐二 | 取締役 (社外取締役) | 東洋大学 教授 | — |
| 田辺 雄一 | 監査役 (常勤) | 株式会社肥後銀行 監査役 | — |
| 海ヶ倉 浩文 | 監査役 | 株式会社鹿児島銀行 監査役 | — |
| 関口 憲一 | 監査役 (社外監査役) | 明治安田生命保険相互会社 特別顧問 ヒューリック株式会社 監査役 | — |
| 田中 克郎 | 監査役 (社外監査役) | TMI 総合法律事務所 代表パートナー弁護士 | — |
| 田島 優子 | 監査役 (社外監査役) | さわやか法律事務所 パートナー弁護士 株式会社千葉銀行 取締役 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 監査役 | — |

- (注) 1. 取締役の渡辺捷昭氏、根本祐二氏及び監査役の関口憲一氏、田中克郎氏、田島優子氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、上場している証券取引所に届け出ております。
2. 最上剛氏及び中村勉氏は、2020年6月19日開催の第5期定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により取締役を退任しております。
3. 林田達氏は、2021年4月1日付で当社の常務執行役員及び九州FG証券株式会社取締役を辞任しております。
4. 徳永忠隆氏は、2021年4月1日付で当社の執行役員及び九州会計サービス株式会社取締役を辞任しております。
5. 赤塚典久氏は、2021年4月1日付で当社の取締役専務執行役員に昇任しております。

6. 江藤英一氏は、2021年3月31日付で肥後銀行常務執行役員を辞任しております。また、2021年4月1日付で当社の取締役専務執行役員に昇任し、併せて九州FG証券株式会社取締役及び九州会計サービス株式会社取締役に就任しております。
7. 田中博幸氏は、2021年4月1日付で株式会社肥後銀行取締役常務執行役員及び株式会社鹿児島銀行取締役常務執行役員に就任しております。
8. 海ヶ倉浩文氏は、2021年4月1日付で当社監査役を辞任し、同日付で株式会社鹿児島銀行常務取締役に就任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2015年12月18日の取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりです。

- ・取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、経営の意思決定機能及び監督機能を十分に発揮できる体系とし、一定部分は、委嘱を受けた分野又は部門の業績貢献度合いに応じたものとする。
- ・各取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内で、前項に定める体系に従い、取締役会が公正かつ透明性をもった審議を行い決定するものとし、その過程において適切に社外取締役の関与、助言を得る機会を設ける。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する機関は取締役会であり、取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内で、取締役会が公正かつ透明性をもった審議を行い決定するものとし、その過程において適切に社外取締役の関与、助言を得る機会を設けるものとしております。取締役の年度報酬総額については、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ、取締役会にて毎年度決定しており、取締役に対する個人別報酬額については、取締役会にて決定された年度報酬総額を限度に、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ社長が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役および監査役の報酬等限度額は、2016年6月21日開催の第1回定時株主総会において、取締役月額2,500万円以内（うち社外取締役分300万円）、監査役月額1,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役2名）、監査役の員数は5名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長笠原慶久が取締役の個人別の報酬額の具体的な内容を決定しております。その権限は、各取締役の確定給および各取締役の担当業務の実績に基づいた業績連動給の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社の業績を全体的に把握しかつ各取締役の評価を実施するのは代表取締役社長が最も適しているからであります。当該権限が適切に行使されるよう取締役の年度報酬総額については、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ、取締役会にて毎年度決定し、取締役の個人別報酬額については、取締役会にて決定された年度報酬総額を限度に、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ代表取締役社長が決定するとの措置を講じております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

| 区分 | 支給人数 | 報酬等の総額 | 固定報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |
|-----|------|--------|------|---------|--------|
| | | | | | |
| 取締役 | 13人 | 147 | 130 | 17 | — |
| 監査役 | 5人 | 34 | 34 | — | — |
| 計 | 18人 | 182 | 165 | 17 | — |

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には2020年6月19日開催の第5期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
3. 「報酬等」には、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬13百万円は含まれておりません。

⑤業績連動報酬等に関する事項

当事業年度における当社の取締役・執行役員（以下、「経営陣」という。）・監査役の報酬等は基本報酬（月額報酬）のみとし、代表取締役、専任の取締役（除く社外取締役）、専任の執行役員は「確定給」及び「業績連動給」、その他の経営陣及び監査役は「確定給」のみの構成とすることを2019年4月開催の取締役会にて決議しております。

また、報酬に占める「業績連動給」の支給割合及び「業績連動給」の支給基準は、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ取締役会で決定することとし、当事業年度に決定した内容は以下のとおりです。

- A. 基本報酬（月額報酬）に占める「業績連動給」の支給割合は、「業績連動給」の対象となる経営陣に支給する年度報酬総枠の2割とする。
- B. 「業績連動給」の支給基準は、当社グループの経営全般を反映した指標である連結当期純利益を評価指標とし、第2次グループ中期経営計画の年度目標値に対する達成率に応じた支給率とする。

| 達成率 | 支給率 |
|-------------|------|
| 100%超 | 110% |
| 100%以下95%以上 | 100% |
| 95%未満90%以上 | 90% |
| 90%未満80%以上 | 80% |
| 80%未満70%以上 | 70% |
| 70%未満60%以上 | 60% |
| 60%未満50%以上 | 50% |
| 50%未満 | 0% |

なお、支給基準に則した報酬等への反映は翌事業年度から適用することとなります。

⑥非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約

| 氏名 | 責任限定契約の内容の概要 |
|--------------------|--|
| 渡辺 捷 昭 (社外取締役) | 会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対して損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。 |
| 根 本 祐 二 (社外取締役) | |
| 関 口 憲 一 (社外監査役) | |
| 田 中 克 郎 (社外監査役) | |
| 田 島 優 子 (社外監査役) | |

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

① 役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

当社は、取締役、監査役、執行役員ならびに子会社の役員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、2021年6月1日付で更新予定です。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(2020年度末現在)

| 氏名 | 兼職その他の状況 |
|---------------|--|
| 渡辺捷昭 (取締役) | 住友電気工業株式会社 監査役 |
| 根本祐二 (取締役) | 東洋大学 教授 |
| 関口憲一 (監査役) | 明治安田生命保険相互会社 特別顧問 ヒューリック株式会社 監査役 明治安田生命保険相互会社は当社の大株主であります。 |
| 田中克郎 (監査役) | TMI総合法律事務所 代表パートナー弁護士 |
| 田島優子 (監査役) | さわやか法律事務所 パートナー弁護士 株式会社千葉銀行 取締役 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 監査役 |

(注) 当社と上記社外役員の兼職先との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

| 氏名 | 在任期間 | 取締役会等への出席状況 | 取締役会等における発言 その他の活動状況 |
|---------------|--------|--|--|
| 渡辺捷昭 (取締役) | 5年6か月 | 当事業年度に開催した取締役会 12回中12回出席 | 大手製造業の経営者として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの経営全般を監督いただいております。また、取締役会において、経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識を踏まえ、適宜助言をいただいております。 |
| 根本祐二 (取締役) | 2年10か月 | 当事業年度に開催した取締役会 12回中12回出席 | 大学教授として地域政策に携わっており、公共政策、都市開発、地域開発の専門家としての豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの経営全般を監督いただいております。また、取締役会において、大学教授としての専門的見地から、適宜助言をいただいております。 |
| 関口憲一 (監査役) | 5年6か月 | 当事業年度に開催した取締役会 12回中12回出席 当事業年度に開催した監査役会 12回中12回出席 | 大手金融機関の経営者として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの健全性確保のための監査を実施していただいております。また、取締役会、監査役会において、経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識を踏まえ、適宜助言をいただいております。 |
| 田中克郎 (監査役) | 5年6か月 | 当事業年度に開催した取締役会 12回中12回出席 当事業年度に開催した監査役会 12回中12回出席 | 弁護士として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの健全性確保のための監査を実施していただいております。また、取締役会、監査役会において、弁護士としての専門的見地から、適宜助言をいただいております。 |
| 田島優子 (監査役) | 5年6か月 | 当事業年度に開催した取締役会 12回中12回出席 当事業年度に開催した監査役会 12回中12回出席 | 検察官、弁護士として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの健全性確保のための監査を実施していただいております。また、取締役会、監査役会において、弁護士としての専門的見地から、適宜助言をいただいております。 |

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| | 支給人数 | 当社からの報酬等 | 当社の親会社等からの報酬等 |
|--------|------|----------|---------------|
| 報酬等の合計 | 5人 | 34 | — |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 1,000,000千株
発行済株式の総数 463,375千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 17,315名

(3) 大株主

| 株主の氏名又は名称 | 当社への出資状況 | |
|-------------------------|--------------|-----------|
| | 持株数等 | 持株比率 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 27,680 千株 | 6.29 % |
| 一般財団法人岩崎育英文化財団 | 20,936 | 4.75 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 18,568 | 4.22 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 14,646 | 3.32 |
| 株式会社福岡銀行 | 12,620 | 2.86 |
| 宝興業株式会社 | 9,088 | 2.06 |
| 鹿児島銀行従業員持株会 | 8,059 | 1.83 |
| 岩崎産業株式会社 | 7,616 | 1.73 |
| 日本生命保険相互会社 | 7,361 | 1.67 |
| 第一生命保険株式会社 | 7,209 | 1.63 |

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式を23,464千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出してあり、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

5 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

| 氏名又は名称 | 当該事業年度に係る報酬等 | その他 |
|--|--------------|--|
| 有限責任監査法人 トーマツ 指定有限責任社員 増村 正之 指定有限責任社員 平木 達也 指定有限責任社員 窪田 真 | 36 | (報酬等について監査役会が同意した理由) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、監査品質及び監査報酬額の算出根拠などについて、当監査役会で検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。 |

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は160百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、法令等が定める会計監査人の独立性及び適格性が確保できない場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結計算書類

第6期末 (2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|----------------|------------|
| (資産の部) | |
| 現金預け金 | 1,960,030 |
| コールローン及び買入手形 | 21,145 |
| 買入金銭債権 | 15,316 |
| 特定取引資産 | 19 |
| 金銭の信託 | 16,761 |
| 有価証券 | 2,195,537 |
| 貸出金 | 7,580,359 |
| 外国為替 | 15,260 |
| リース債権及びリース投資資産 | 65,395 |
| その他資産 | 239,312 |
| 有形固定資産 | 111,089 |
| 建物 | 45,134 |
| 土地 | 49,837 |
| 建設仮勘定 | 4,718 |
| その他の有形固定資産 | 11,399 |
| 無形固定資産 | 10,726 |
| ソフトウェア | 10,470 |
| その他の無形固定資産 | 255 |
| 退職給付に係る資産 | 10,130 |
| 繰延税金資産 | 941 |
| 支払承諾見返 | 37,990 |
| 貸倒引当金 | △75,997 |
| 資産の部合計 | 12,204,020 |

| 科目 | 金額 |
|---------------|------------|
| (負債の部) | |
| 預金 | 9,509,326 |
| 譲渡性預金 | 147,356 |
| 売現先勘定 | 152,526 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 706,354 |
| 特定取引負債 | 16 |
| 借入金 | 859,685 |
| 外国為替 | 193 |
| 信託勘定借 | 4,788 |
| その他負債 | 83,120 |
| 退職給付に係る負債 | 2,123 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | 1,493 |
| 偶発損失引当金 | 472 |
| 特別法上の引当金 | 0 |
| 繰延税金負債 | 11,445 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 3,971 |
| 支払承諾 | 37,990 |
| 負債の部合計 | 11,520,867 |
| (純資産の部) | |
| 資本金 | 36,000 |
| 資本剰余金 | 199,636 |
| 利益剰余金 | 388,859 |
| 自己株式 | △10,771 |
| 株主資本合計 | 613,723 |
| その他有価証券評価差額金 | 65,194 |
| 繰延ヘッジ損益 | △2,484 |
| 土地再評価差額金 | 5,660 |
| 退職給付に係る調整累計額 | △840 |
| その他の包括利益累計額合計 | 67,530 |
| 非支配株主持分 | 1,898 |
| 純資産の部合計 | 683,152 |
| 負債及び純資産の部合計 | 12,204,020 |

第6期

(2020年4月1日から2021年3月31日まで) **連結損益計算書**

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | |
|------------------------|---------------|----------------|
| 経常収益 | | 180,896 |
| 資金運用収益 | 96,832 | |
| 貸出金利息 | 70,997 | |
| 有価証券利息配当金 | 25,318 | |
| コールローン利息及び買入手形利息 | △16 | |
| 預け金利息 | 1 | |
| その他の受入利息 | 531 | |
| 信託報酬 | 52 | |
| 役務取引等収益 | 21,671 | |
| 特定取引収益 | 440 | |
| その他業務収益 | 51,617 | |
| その他経常収益 | 10,281 | |
| 償却債権取立益 | 6 | |
| その他の経常収益 | 10,275 | |
| 経常費用 | | 159,213 |
| 資金調達費用 | 9,147 | |
| 預金利息 | 576 | |
| 譲渡性預金利息 | 29 | |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | 303 | |
| 売現先利息 | 84 | |
| 債券貸借取引支払利息 | 1,164 | |
| 借入金利息 | 484 | |
| その他の支払利息 | 6,502 | |
| 役務取引等費用 | 8,783 | |
| 特定取引費用 | 0 | |
| その他業務費用 | 41,275 | |
| 営業経費 | 79,123 | |
| その他経常費用 | 20,883 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 14,299 | |
| その他の経常費用 | 6,584 | |
| 経常利益 | | 21,682 |
| 特別利益 | | 21 |
| 固定資産処分益 | 21 | |
| 特別損失 | | 304 |
| 固定資産処分損 | 62 | |
| 減損損失 | 242 | |
| その他の特別損失 | 0 | |
| 税金等調整前当期純利益 | | 21,399 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 9,823 | |
| 法人税等調整額 | △3,566 | |
| 法人税等合計 | | 6,256 |
| 当期純利益 | | 15,142 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 129 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 15,012 |

計算書類

第6期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|----------------|
| (資産の部) | |
| 流動資産 | 2,788 |
| 現金及び預金 | 1,299 |
| 未取還付法人税等 | 1,447 |
| 前払費用 | 29 |
| その他 | 11 |
| 固定資産 | 459,905 |
| 有形固定資産 | 9,318 |
| 建物 | 3,098 |
| 器具及び備品 | 103 |
| 土地 | 1,448 |
| リース資産 | 2 |
| 建設仮勘定 | 4,665 |
| 無形固定資産 | 89 |
| ソフトウェア | 89 |
| 投資その他の資産 | 450,497 |
| 投資有価証券 | 14 |
| 関係会社株式 | 450,458 |
| その他 | 24 |
| 繰延資産 | 81 |
| 開発費 | 81 |
| 資産の部合計 | 462,775 |

| 科目 | 金額 |
|--------------------|----------------|
| (負債の部) | |
| 流動負債 | 9,228 |
| 短期借入金 | 9,000 |
| 未払金 | 0 |
| 未払費用 | 12 |
| 未払配当金 | 44 |
| 未払法人税等 | 18 |
| 未払消費税等 | 152 |
| 預り金 | 0 |
| 固定負債 | 3,607 |
| 長期借入金 | 3,515 |
| リース債務 | 3 |
| その他 | 89 |
| 負債の部合計 | 12,836 |
| (純資産の部) | |
| 株主資本 | 449,939 |
| 資本金 | 36,000 |
| 資本剰余金 | 415,051 |
| 資本準備金 | 9,000 |
| その他資本剰余金 | 406,051 |
| 利益剰余金 | 9,659 |
| その他利益剰余金 | 9,659 |
| 繰越利益剰余金 | 9,659 |
| 自己株式 | △10,771 |
| 純資産の部合計 | 449,939 |
| 負債及び純資産の部合計 | 462,775 |

第6期

(2020年4月1日から2021年3月31日まで) **損益計算書**

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|--------------|
| 営業収益 | 8,992 |
| 関係会社受取配当金 | 7,078 |
| 関係会社受入手数料 | 1,913 |
| 営業費用 | 2,096 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,096 |
| 営業利益 | 6,896 |
| 営業外収益 | 219 |
| 受取利息 | 0 |
| 受取賃貸料 | 200 |
| 雑収入 | 18 |
| 営業外費用 | 41 |
| 支払利息 | 41 |
| 雑損失 | 0 |
| 経常利益 | 7,073 |
| 税引前当期純利益 | 7,073 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 6 |
| 法人税等合計 | 6 |
| 当期純利益 | 7,066 |

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

株式会社九州フィナンシャルグループ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 増村正之^①

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 平木達也^②

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 窪田真^③

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社九州フィナンシャルグループの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社九州フィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表

示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

株式会社九州フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 増 村 正 之 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 平 木 達 也 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 窪 田 真 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社九州フィナンシャルグループの2020年4月1日から2021年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告における運用状況を含む記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

株式会社九州フィナンシャルグループ 監査役会

| | | |
|---------|---------|---|
| 監査役（常勤） | 田 辺 雄 一 | ㊟ |
| 社外監査役 | 関 口 憲 一 | ㊟ |
| 社外監査役 | 田 中 克 郎 | ㊟ |
| 社外監査役 | 田 島 優 子 | ㊟ |

注：監査役海ヶ倉浩文氏は2021年4月1日をもって監査役を辞任いたしましたので、監査報告書に署名押印いたしておりません。

以 上

| ご参考 | トピックス

九州フィナンシャルグループは、グループ経営理念に掲げる「地域とともに成長し、活力あふれる地域社会の実現」に貢献すべく、サステナビリティ宣言を策定し、ESGの観点からお客様や地域の様々な課題解決に向けて取り組んでおります。引き続き、地域社会の持続可能な発展に貢献するとともに、その取り組みを通じて企業価値の向上に努めてまいります。

■ 責任銀行原則 (PRB) への署名

当社グループは2020年9月、責任銀行原則 (PRB) *に署名しました。この原則に国内の地方銀行が署名するのは当社が2番目となります。

*責任銀行原則 (PRB) は、国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI) が提唱し、2019年9月に発定した、銀行が持続可能な開発目標 (SDGs) やパリ協定等の社会的目標と整合した事業戦略と事業活動を促進するためのフレームワークです。



E 環境 Environment



■ 気候変動への取り組み

当社グループは2019年6月にTCFD提言への賛同を表明し、気候変動に関する情報開示と取り組みを進めております。

2020年9月には、当社グループの肥後銀行が環境省の「TCFD提言に沿った気候リスク・機会のシナリオ分析パイロットプログラム支援事業」の支援先機関に採択され、分析を実施いたしました。



■ 「環境方針」の制定

2020年12月、気候変動の深刻化による自然災害の頻発や脱炭素社会への移行の世界的な流れを踏まえ、環境課題へのグループの方針統一および対応の強化を図るため「環境方針」を制定いたしました。

今後も「環境方針」の実践を通じ、グループ一体で持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

【基本理念】

九州フィナンシャルグループおよびグループ内全職員は、気候変動をはじめとする環境課題への対応が人類共通の責務であることを再認識するとともに、脱炭素社会の実現を目指し、地域の環境保全の取り組みなどを通して、持続可能な地域社会の実現に積極的に貢献します。

【基本方針】

1. 環境関連事業の展開
2. 環境負荷軽減の実践
3. 環境保護活動の参加
4. 気候変動への取り組み
5. 環境関連法令等の遵守
6. ガバナンス・マネジメント体制
7. ステークホルダー・エンゲージメント



■ 地域の復旧支援への取り組み～令和2年7月豪雨災害～

当社グループは「令和2年7月豪雨」で被災した熊本地域に、延べ671名のボランティアを派遣すると同時に、移動ATMカーの派遣、特別相談窓口を設置する等、地域の復旧支援に取り組みました。また、当社が出資する株式会社グローバル・クラウドファンディングにおいて、球磨焼酎と観光産業の復興支援のため、寄付型のクラウドファンディングを開設し、約400万円の寄付をすることができました。



移動店舗車「ハモニカー」

■ 「スマートフォンアプリ」の開発

当社は、デジタルの活用によるお客様の利便性向上を目的とし、当社グループの肥後銀行と鹿児島銀行共通のスマートフォンアプリを開発しております。普通預金口座開設や、複数の金融機関の口座情報を一つに集約・閲覧できる家計簿機能、目的別預金機能等、各種機能の提供を予定しております。

■ 「通帳アプリ」の取り扱い開始

2021年2月、肥後銀行と鹿児島銀行は、紙通帳の代わりにお客様のスマートフォンで預金口座の残高や入金明細をリアルタイムに照会できる通帳アプリの取り扱いを開始いたしました。お客様の利便性向上とペーパーレス化推進による地球環境への負荷低減を図ってまいります。



ひざん通帳アプリ



かざん通帳アプリ

■ 副業人材マッチングサービスの開始

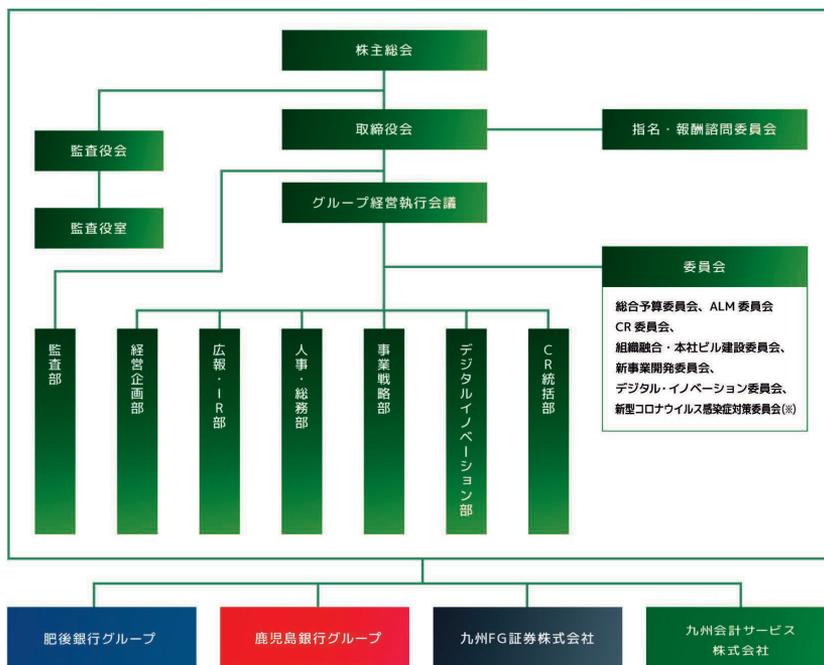
当社グループの肥後銀行、肥銀オフィスビジネスおよび鹿児島銀行は、株式会社みらいワークスと連携し、地域企業と都市部副業人材をつなぐマッチングサービスを開始いたしました。地域企業の人材不足の課題解決と、地域の人口創出を目指してまいります。

G ガバナンス Governance



■ 社外役員による監督機能の強化

当社の経営陣・監査役の指名・報酬に係る事項について、代表取締役と社外役員との意見交換等を通じ、意思決定プロセスの透明性・公正性を高め、コーポレートガバナンスの強化に資することを目的に、取締役会の諮問機関として、「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。



※2021年4月1日付で「サステナビリティ推進委員会」を新設し、当該委員会に「新型コロナウイルス感染症対策委員会」を統合しております。

九州フィナンシャルグループ、肥後銀行、鹿児島銀行では、ソーシャルメディアを通じて情報配信を行っております。

九州フィナンシャルグループ

<https://www.kyushu-fg.co.jp/>



※QRコードは九州フィナンシャルグループのものであります。

中継会場ご案内図

中継会場に ご来場の 株主様へ

中継会場は、会社法上の株主総会の会場ではございません。中継会場では株主総会会場（熊本）の模様を、スクリーンを通してご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、賛否等株主様の権利のご行使はできません。あらかじめ議決権のご行使をお済ませのうえ、ご来場ください。

会場

鹿児島銀行 本店別館ビル 3階大ホール

鹿児島県鹿児島市泉町3番3号〔TEL：099－225－3111（代表）〕

交通

■鹿児島中央駅東口より（約10分）

バス各社 「鹿児島中央駅」⇒「金生町」下車 徒歩1分

鹿児島市電「鹿児島中央駅」⇒「いづろ通」下車 徒歩2分

■鹿児島空港より（約65分）

空港リムジンバス（鹿児島市内行き）所要時間約55分、「天文館」下車 徒歩10分

▶お願い：ご来場の際は、公共交通機関のご利用をお願いいたします。



定時株主総会 会場ご案内図

会場

当社本社（肥後銀行 本店） 2階大会議室

熊本県熊本市中央区練兵町1番地〔TEL 096-325-2111（代表）〕

交通

■熊本駅より（約10分）

熊本市電（路面電車） 「熊本駅前」⇒「辛島町」下車 徒歩すぐ

バス各社（桜町バスターミナル経由乗車） 「熊本駅前」⇒「桜町バスターミナル」下車 徒歩2分

■熊本空港より（約50分）

空港リムジンバス 「熊本空港」⇒「桜町バスターミナル」下車 徒歩2分

▶お願い：ご来場の際は、公共交通機関のご利用をお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。